



共済のあゆみ

240

平成31年1月

宮城県市町村職員共済組合



退職予定の皆さまへ……………P4~P6

退職後の医療保険制度等を解説!

白熱! 球技大会!……………P18・19

CONTENTS

| | |
|----------------------------|-----|
| 理事長年頭のごあいさつ…………… | P2 |
| 組合会 新議員・役員紹介…………… | P3 |
| 退職予定の皆さまへ…………… | P4 |
| 被扶養者認定基準の変更…………… | P7 |
| 短期給付事業の現況…………… | P8 |
| インフルエンザ予防接種費用助成…………… | P9 |
| ジェネリック医薬品・お薬手帳の利用について…………… | P9 |
| 随時改定の保険者算定について…………… | P10 |
| 貯金事業からのお知らせ…………… | P11 |
| 入学・修学貸付のご案内…………… | P12 |

| | |
|------------------------|-----|
| 物資事業からのお知らせ…………… | P14 |
| 3県の保養所からおいしいお知らせ…………… | P15 |
| ライフプランセミナー（退職準備型）…………… | P16 |
| 心と身体の健康セミナー…………… | P17 |
| 市町村職員バレーボール大会…………… | P18 |
| 市町村職員卓球大会…………… | P19 |
| 特定健診等実施状況の報告…………… | P20 |
| 所属所別特定保健指導等の状況…………… | P21 |
| メンタルヘルス電話相談…………… | P22 |
| パレス松洲より…………… | P24 |

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

URL <http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

年頭のごあいさつ



宮城県市町村職員共済組合
理事長
大友喜助

明けましておめでとうございます。

平成三十一年の新春を迎えるにあたり、組合員並びにご家族の皆様方に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

私は、昨年十二月開催の第百七十三回組合会におきまして共済組合理事長にご推挙いただき、引き続きその重責を担うことになりました。組合員とそのご家族の皆様福祉の充実及び発展のため、最善の努力を尽くす所存でありますので、格別のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、わが国において急速に進行した少子高齢化による人口構造の変化や雇用・経済情勢の変化により、多くの社会保障制度改革が進められております。

公的年金制度につきましては、被用者年金の一元化以降適切な事業運営に努めてきたところですが、システムのプログラム誤りによる年金支給の誤りが生じる事例が昨年発生しました。事務処理に誤りがありますと厚生年

金保険の実施機関としての信頼性が揺らぎかねないことから、今後も適切な事務執行を行っていく必要があるものと考えております。

また、本年予定されている財政検証に併せて、社会保障審議会年金部会で高齢期の就労と年金受給の在り方等について議論がされているところであり、今後の制度改革の方向性等を注視するとともに関係機関とも緊密に連携し、適切に対応していかねければなりません。

医療保険制度につきましては、後期高齢者支援金の算定方法に加え、介護納付金についても全面総報酬割に段階的に移行されており、共済組合にとって負担が大きくなっている状況から、今後についてもその動向を注視する必要があると見られます。

さらに、特定健康診査・特定保健指導や予防・健康づくり等の取組に対し、インセンティブ重視の仕組みを導入するよう、後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しが行われました。組合員の皆様の負担を軽減するためにも、新たに作成した第二期データヘルス計画に基づき、引き続き健診及び医療費のデータ分析に基づく効果的、効率的な保健事業を実施するとともに、特定健康診査及び特定保健指導をはじめとする各種検診の受診率向上を図り、医療費の適正化に取り組んでまいりますので、組合員並びにご家族の皆様はもとより、各所属所のご理解ご協力をよろしく

お願いいたします。

貯金・貸付・物資の各事業におきましても、組合員の生活支援の一助として事業内容の積極的なPRを行い、皆様のニーズにお応えできるよう取り組んでまいります。

保養所「パレス松洲」につきましては、組合員及びご家族の皆様、心身ともにリフレッシュしていただけるよう、精一杯のおもてなしに努めてまいりますので、今後ともお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

社会保障・税番号制度（マイナンバー）につきましては、昨年七月から短期給付に係る国等との情報連携の試行運用が開始され、十月から本格・運用となったところであり、長期給付に係る情報連携も本年中には開始されることを見込まれます。個人番号の適正な管理に加え、情報連携が円滑に実施されるよう適切に対応していく所存です。

このように厳しい状況ではございますが、本組合は、組合員並びにご家族の皆様生活の安定と福祉の向上のため、直面する諸問題に的確に対応するよう役員一同、最善の努力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、各自自治体のご発展とともに、今年一年が皆様にとって幸多き年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年

| | |
|--------------|---------------|
| 理事長 | 大友喜助(角田市長) |
| 理事(理事長職務代理者) | |
| 理事 | 佐藤英雄(村田町長) |
| 理事 | 猪股洋文(加美町長) |
| 理事 | 小野寺伸浩(元石巻市職員) |
| 理事 | 菊地卓昭(美里町職員) |
| 理事 | 北館和彦(登米市職員) |
| 理事 | 若生裕俊(富谷市長) |
| 監事 | 岸善則(大崎市職員) |
| 監事 | 葛岡重利(学識経験者) |
| 議員 | 菅原茂(気仙沼市長) |
| 議員 | 山田司郎(名取市長) |
| 議員 | 菊地健次郎(多賀城市長) |
| 議員 | 齋藤俊夫(山元町長) |
| 議員 | 寺澤薫(七ヶ浜町長) |
| 議員 | 熊谷大(利府町長) |
| 議員 | 佐藤完(塩竈市職員) |
| 議員 | 下澤剛生(東松島市職員) |
| 議員 | 菅原康浩(気仙沼市職員) |
| 議員 | 及川貢(南三陸町職員) |
| 議員 | 安住祐一(岩沼市職員) |
| 議員 | 石垣英樹(村田町職員) |
| 事務局長 | 二階堂雅裕 |
| 外職員 | 一同 |

組合会

新議員・役員紹介

組合会議員の任期満了による選挙が、去る11月16日に県内4選挙区において行われ、市町村長である議員10名、市町村長以外の議員10名、計20名の新議員が選ばれました。

新議員の任期は、平成30年12月1日から平成32年11月30日までの2年間です。

また、12月3日に役員選挙が行われ、次の方々が新役員として就任されました。なお、役員の任期は、組合会議員と同様で平成32年11月30日までの2年間です。

「共済組合新役員」

●理事長

大友 喜助（角田市市長）

●理事（理事長職務代理者）

佐藤 英雄（村田町長）

●理事

猪股 洋文（加美町長）

小野寺伸浩（元石巻市職員）

菊地 卓昭（美里町職員）

北館 和彦（登米市職員）

●監事

若生 裕俊（富谷市長）

岸 善則（大崎市職員）

●学識経験を有する監事

葛岡 重利

【任期】

- 組合会議員…平成30年12月1日～平成32年11月30日
- 役員……………平成30年12月3日～平成32年11月30日
- 学経監事……平成30年12月7日～平成32年12月6日

市町村長である者



菅原 茂
気仙沼市（第1区）



山田 司郎
名取市（第1区）



大友 喜助
角田市（第1区）



菊地健次郎
多賀城市（第1区）



若生 裕俊
富谷市（第1区）



佐藤 英雄
村田町（第2区）



齋藤 俊夫
山元町（第2区）



寺澤 薫
七ヶ浜町（第2区）



熊谷 大
利府町（第2区）



猪股 洋文
加美町（第2区）

市町村長以外の者



小野寺伸浩
元石巻市（第1区）



佐藤 完
塩竈市（第1区）



下澤 剛生
東松島市（第1区）



岸 善則
大崎市（第2区）



菊地 卓昭
美里町（第2区）



菅原 康浩
気仙沼市（第3区）



北館 和彦
登米市（第3区）



及川 貢
南三陸町（第3区）



安住 祐一
岩沼市（第4区）



石垣 英樹
村田町（第4区）

学識経験を有する監事



葛岡 重利

任期満了により退任された議員の皆様には、共済組合の当面する諸問題の解決をはじめ、組合員とその家族の福祉の向上のため尽力いただき、まことに感謝申し上げます。

今後とも、これまで同様にご指導・ご鞭撻を賜るようお願い申し上げます。

退任された議員

市町村長である者

相澤 清一（美里町）

市町村長以外の者

伊藤 利花（栗原市）

相澤 順（東松島市）

伊藤 修（気仙沼市）

三浦 純（村田町）

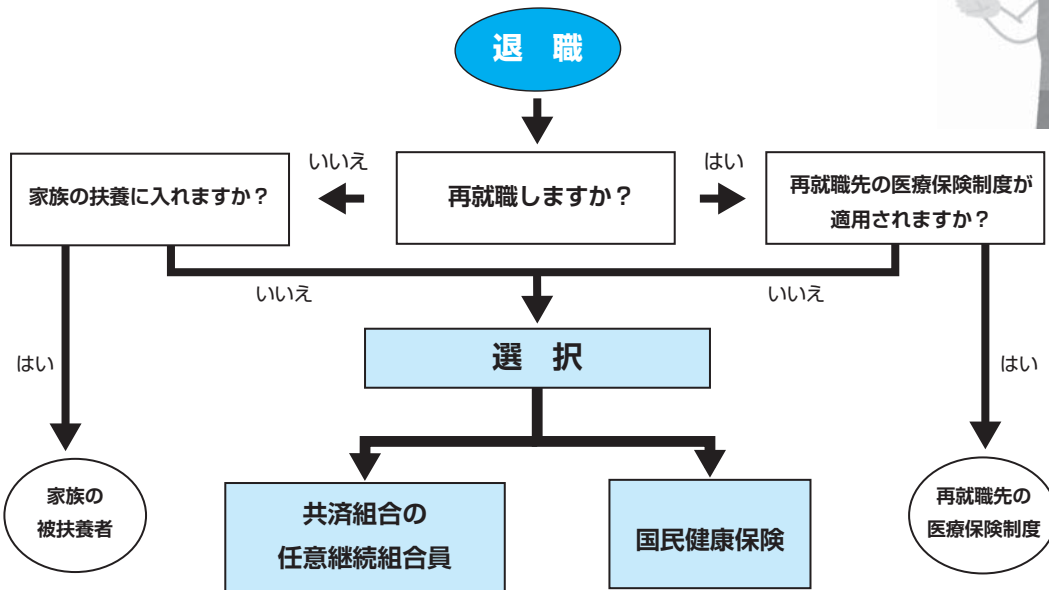




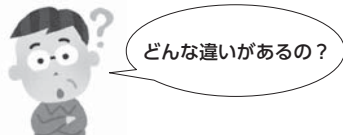
退職後の医療保険制度について

組合員の皆様が退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失することとなります。そのため、退職日の翌日から下記チャートに沿ったいずれかの医療保険制度に加入することとなります。

※退職後、フルタイム再任用職員となる方は、引き続き組合員の資格がありますので、退職後の医療保険制度の切り替え手続きは不要です！



任継? 国保?



選択のポイント

〈参考：平成 30 年度〉

| | 任意継続組合員 (任継) | 国民健康保険 (国保) |
|----------|--|---|
| 保険料 (掛金) | 退職時の標準報酬月額または全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額 ※詳細は次のページ | 各市町村により異なります。 (被保険者の所得割、均等割、平等割などの合算額) |
| 附加給付 | ・一部負担金払戻金 ・家族療養費附加金等 (共済組合独自の給付) | |
| 福祉事業 | ・特定健康診査 ・メンタルヘルス電話相談等の利用 | 「国保人間ドック」など市町村によって助成がある場合があります。 |
| 手続き | 退職日から 20 日以内に、退職した所属所を通して申請 | 退職日から 14 日以内に、居住地の市区町村に申請 |
| 加入可能期間 | 退職日の翌日から最大 2 年間 | 期限なし |

任継 → 国保
途中変更可能です!

1 年目 (退職時) は国民健康保険保険料より任意継続組合員掛金が少ない場合でも、**2 年目 (退職の翌年 4 月時点) は任継掛金より国保保険料の方が安くなる場合があります!**

そのため、**1 年目は任継、2 年目からは国保に切替えることも可能**です。そのため、保険料を試算のうえご検討ください!!



任意継続組合員制度について

任意継続組合員とは

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった者が、退職後も引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を**最大2年間**受けることができる制度です。

手続きの流れ

退職日から20日以内に「任継資格取得申出書」を退職した所属所を通じて共済組合に提出してください。

任意継続組合員の掛金

任継掛金 短期掛金(月額)＝掛金の標準となる額×平成31年度掛金率(未定※1)
 介護掛金(月額)＝掛金の標準となる額×平成31年度掛金率(未定※1)
 (40歳以上65歳未満の方)

掛金の標準となる額…次のうちいずれか少ない金額

- ①退職時の標準報酬月額(退職月の掛金の標準となった標準報酬月額)
- ②毎年9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額
(平成31年度は360,000円)

(※1) 決定しだい随時お知らせします!!

<参考(平成30年度)>

短期掛金率 92.4/1000
 介護掛金率 14.28/1000

受けられる短期給付

- 療養の給付
- 入院時食事(生活)療養費
- 療養費
- 訪問看護療養費
- 高額療養費
- 出産費
- 埋葬料
- 弔慰金
- 災害見舞金等

利用できる福祉事業

- 特定健康診査
- メンタルヘルス電話相談
- 委託保養所利用助成
- 他組合宿泊施設利用助成
- パレス松洲利用助成
- 共済貯金(P6参照)

払込み方法

①月払い ②半年払い ③年払い のいずれかが選択できます。

※半年払い・年払いの場合は前納による**割引制度**があり、途中で任継をやめる場合は、**未経過期間分の掛金はお返します。**



掛金の払込みは、
月払いよりも
半年払い・年払い
がお得

●平成30年度の掛金上限の場合

任継掛金の算定の標準となる額：360,000円(標準報酬月額)
 ★月払い(1ヵ月分×12回納付) 460,848円
 ★年払い(4月分から翌年3月分まで一括納付) 452,667円
月払いと年払いの差額 8,181円

任意継続



Q 現職時に認定されていた被扶養者はどうなるの？

A 組合員が任意継続組合員資格を取得する際に、認定要件を満たしていた方は引き続き被扶養者としての資格が継続されます。

Q 任意継続組合員になっている間に、国民健康保険に入る場合や家族の扶養に入ることになる場合はどうするの？

A 資格喪失届書を共済組合に送付してください。共済組合が届書を受理した翌月1日付けの資格喪失証明書を発行しますので、翌月1日からは国民健康保険やご家族の扶養に加入してください。

※任継の組合員証は**共済組合が届書を受理した当月まで**使用が可能です。

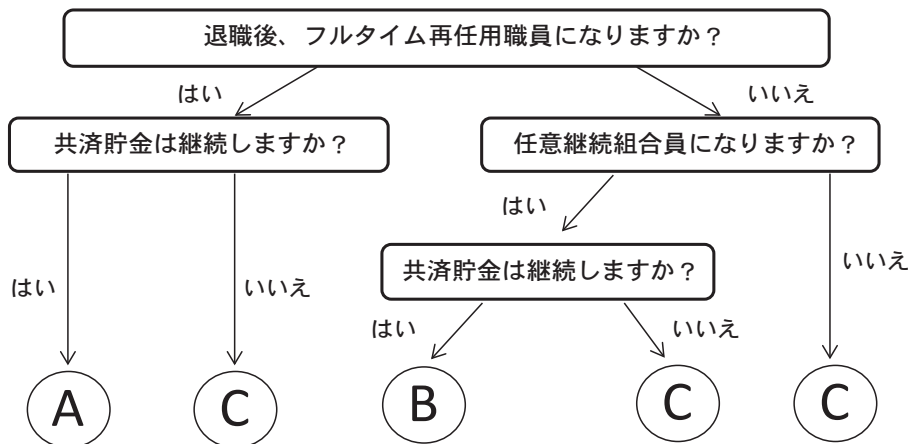


退職予定の皆さまへ

貯金事業

総務課経理係 022-263-6414

共済貯金に加入中の方が退職される場合、加入資格を失いますので、解約の手続きが必要になります。ただし、フルタイム再任用職員、任意継続組合員になられる方は、継続加入ができます。



- Aの方は…在職中と同様にご利用いただけます。
共済事務担当課に継続する旨をお申し出ください。
- Bの方は…任意継続組合員の期間中は継続加入できますので、共済事務担当課に継続する旨をお申し出ください。
なお、月3回の払戻しはできますが、新たな資金を積み立てることはできなくなりますので、ご注意ください。
- Cの方は…解約手続きが必要となりますので、「貯金払戻請求書」を共済事務担当課を通じてご提出ください。

貸付・物資事業

福祉課福祉係 022-263-6413

貸付及び物資事業をご利用の方は、退職の時点で未償還残高がある場合、退職手当からの控除により、全額償還をしていただきます。

なお、退職手当から控除しても未償還残高がある場合には、共済組合から各個人の自宅宛に郵送される振込依頼書により、金融機関からのお振込みによる方法で一括償還していただくことになります。

- 年金者連盟からのご案内 -

年金者連盟に、ぜひご加入ください！

年金者連盟は、年金受給者の生活の安定と福祉の向上、会員の親睦を図ることを目的に、昭和41年に設立されました。永年、地方自治発展に寄与されてこられた皆様の退職後の健康増進や、その仲間の交流の場としてぜひ、加入についてご検討いただければと思います。

福祉事業のご案内

- ◎ 健康講座・各種ゴルフ大会の開催
講師を招いての健康講座や、
ゴルフ(グラウンド・パーク等)大会開催
- ◎ 保養所「パレス松洲」の宿泊助成
利用助成券(1泊1,500円助成)を発行
- ◎ 医療保険・がん保険等の斡旋
- ◎ 慶祝・弔慰金の給付



加入資格・方法

退職後いつでも加入できます。お問い合わせ下さい。

年会費

- 年金受給者
年金年額の 2.5/1,000 円(最高6,000円 最低1,200円)
- 年金受給待機者
年額600円(年金受給開始まで)

被扶養者認定の取扱いを一部変更いたします

共済組合では、組合員と同様に被扶養者に対しても、疾病・負傷・出産・死亡等の短期給付を行っていますが、安定した財政運営を図るうえでも被扶養者の認定は慎重に行う必要があります。

また、少子・超高齢化社会のほか年金支給開始年齢の引き上げなど社会情勢は大きく変化をしており、被扶養者の認定は、より公平で適正に管理する必要があるため、被扶養者認定の取扱いを一部変更します。

なお、この変更は、平成31年2月1日から適用します。

また、本組合の「被扶養者認定基準及び取扱い」について、共済組合ホームページに掲載しましたのでご覧ください。

変更内容

(1) パート・アルバイト等の給与所得者に係る取扱い

毎月の収入が変動する場合で、連続する3ヵ月の平均が認定基準月額（108,334円）以上となったときは、その平均を超過した最終月の翌月の初日に遡り、恒常的に収入があったとみなし取消しとなります。

- 賃金、給料、その他これらの性質を有する給与収入（通勤手当を除く）は月額により判断します。また、賞与が支給された場合は、その額を支給対象期間に按分して加算します。

どの地点からも将来にわたり見込まれる収入が常に認定基準月額（108,334円）未満でなければなりません。1年間の収入が結果として130万円未満だったとしても、認定基準額を超える賃金月額で勤務している期間は、年間130万円以上の収入があるものとして取扱うことになります。

ただし、毎月の収入が変動する場合は、次のとおりの取扱いとなります。

認定取消となる事例 ①

| 月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|-----|-------|
| 収入月額 | 9万円 | 9万円 | 11万円 | 12万円 | 12万円 | 11万円 | 11万円 | 11万円 | 7万円 | 8万円 | 11万円 | 8万円 | 126万円 |
| 賞与 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | | | | | | | |

6月1日で取消し。

年額では130万円未満ですが、3月～5月の3ヵ月連続で収入基準額の月額108,333円を上回り、その後も同様の収入が見込まれるため6月1日で認定取消となります。

認定取消となる事例 ②

| 月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|------|-----|-----|------|-----|------|------|-----|------|-----|-----|------|-----|-------|
| 収入月額 | 9万円 | 9万円 | 11万円 | 9万円 | 10万円 | 10万円 | 9万円 | 10万円 | 9万円 | 8万円 | 11万円 | 8万円 | 119万円 |
| 賞与 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | | | | | | | |

6月1日で取消し。

年額では130万円未満ですが、3月～5月の3ヵ月平均で収入基準額の月額108,333円を上回り、その後も同様の収入が見込まれるため6月1日で認定取消となります。

短期給付事業の現況

○上半期は2,473万円の赤字

○医療費給付額は、前年同期より6,097万円の増加

組合員及びその被扶養者の皆様の医療費を賄う短期経理について、平成30年度上半期の収支状況をお知らせします。
平成30年度は、前年度上半期と比較して、収入については、財源率を引き下げたこと等により、2億567万円減少しました。

また、支出については、被扶養者の医療費給付額が増加しましたが、高齢者医療制度への拠出金等の減少により、2,535万円減少しました。

この結果、収支状況は2,473万円の赤字となりました。

1 収支状況について

(単位：千円・%)

| 項 目 | 平成30年度 | | | 平成29年度 | 対前年度比較 | | |
|----------|---------------|---------------|--------------|---------------|-------------|-------------|----------|
| | 予算額 (A) | 上半期実績額 (B) | 執行率 (B÷A) | 上半期実績額 (C) | 金額 (B-C) | 伸率 (B÷C) | |
| 収 入 | 短期負担金 | 4,984,870 | 2,458,554 | 49.32 | 2,550,737 | △ 92,183 | 96.39 |
| | 短期掛金 | 4,984,555 | 2,458,381 | 49.32 | 2,550,580 | △ 92,199 | 96.39 |
| | 任意継続掛金 | 107,459 | 89,903 | 83.66 | 115,737 | △ 25,834 | 77.68 |
| | 高額医療交付金 | 90,901 | 0 | 0.00 | 0 | 0 | - |
| | 連合会交付金 | 100 | 0 | 0.00 | 0 | 0 | - |
| | その他 | 713 | 4,986 | 699.30 | 445 | 4,541 | 1,120.45 |
| 合 計 | 10,168,598 | 5,011,824 | 49.29 | 5,217,499 | △ 205,675 | 96.06 | |
| 支 出 | 医療費給付額 | 2,319,672 | 1,076,476 | 46.41 | 1,069,745 | 6,731 | 100.63 |
| | 療養の給付 | 1,889,045 | 980,408 | 51.90 | 940,343 | 40,065 | 104.26 |
| | 家族医療費 | 336,643 | 168,599 | 50.08 | 154,424 | 14,175 | 109.18 |
| | 高額療養の給付・高額療養費 | 45,002 | 23,277 | 51.72 | 20,426 | 2,851 | 113.96 |
| | 傷病手当金 | 93,615 | 45,916 | 49.05 | 45,626 | 290 | 100.64 |
| | 附加給付・一部負担金払戻金 | 199,815 | 91,020 | 45.55 | 92,302 | △ 1,282 | 98.61 |
| | その他給付金 | 0 | 0 | - | 31 | △ 31 | - |
| | 高齢者医療制度の拠出金 | 46,365 | 11,458 | 24.71 | 64,485 | △ 53,027 | 17.77 |
| | 退職者給付拠出金 | 2,488,245 | 1,243,054 | 49.96 | 1,260,961 | △ 17,907 | 98.58 |
| | 前期高齢者納付金 | 2,278,706 | 1,138,354 | 49.96 | 1,115,071 | 23,283 | 102.09 |
| | 後期高齢者支援金 | 12 | 12 | 100.00 | 12 | 0 | 100.00 |
| | 病床転換支援金 | 141,774 | 69,850 | 49.27 | 69,359 | 491 | 100.71 |
| | 連合会払込金 | 380,754 | 184,868 | 48.55 | 225,218 | △ 40,350 | 82.08 |
| | 連合会拠出金 | 43,049 | 0 | 0.00 | 0 | 0 | - |
| 業務経理へ繰入金 | 25,400 | 3,270 | 12.87 | 3,910 | △ 640 | 83.63 | |
| その他 | 10,288,097 | 5,036,562 | 48.96 | 5,061,913 | △ 25,351 | 99.50 | |
| 合 計 | △ 119,499 | △ 24,738 | - | 155,586 | △ 180,324 | - | |
| 収 支 差 | | | | | | | |

2 医療費給付額について

医療費給付額は、前年度同期比で、本人は673万円増加し、被扶養者は4,006万円増加しました。

本人の医療費については、入院と外来合わせて1,406万円増加しましたが、薬価基準のマイナス改定により、調剤費は754万円減少しました。

被扶養者の医療費については、外来・歯科・調剤は減少しましたが、入院は5,477万円と大きく増加しました。

(単位：件・千円)

| 項 目 | 請求件数 (レセプト件数) | | | 医療費給付額 | | | |
|-----------------|---------------|---------|----------------|-----------|-----------|----------------|----------|
| | 平成29年度① | 平成30年度② | 対前年比較 (②-①) | 平成29年度③ | 平成30年度④ | 対前年比較 (④-③) | |
| 本 人 | 入 院 | 757 | 813 | 56 | 245,295 | 253,894 | 8,599 |
| | 外 来 | 61,617 | 64,098 | 2,481 | 439,953 | 445,422 | 5,469 |
| | 歯 科 | 14,229 | 14,390 | 161 | 110,942 | 111,593 | 651 |
| | 調 剤 | 36,660 | 37,730 | 1,070 | 272,766 | 265,219 | △ 7,547 |
| | 訪 問 看 護 | 18 | 12 | △ 6 | 789 | 348 | △ 441 |
| | 移 送 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 113,281 | 117,043 | 3,762 | 1,069,745 | 1,076,476 | 6,731 | |
| 被 扶 養 者 | 入 院 | 726 | 730 | 4 | 237,222 | 292,000 | 54,778 |
| | 外 来 | 58,973 | 58,879 | △ 94 | 390,487 | 380,239 | △ 10,248 |
| | 歯 科 | 12,802 | 12,356 | △ 446 | 92,002 | 86,916 | △ 5,086 |
| | 調 剤 | 37,183 | 37,380 | 197 | 216,554 | 215,108 | △ 1,446 |
| | 訪 問 看 護 | 81 | 90 | 9 | 4,064 | 6,145 | 2,081 |
| | 移 送 費 | 1 | 0 | △ 1 | 14 | 0 | △ 14 |
| 合 計 | 109,766 | 109,435 | △ 331 | 940,343 | 980,408 | 40,065 | |
| 高 額 療 養 の 給 付 額 | (1,687) | (1,674) | △ 13 | 154,424 | 168,599 | 14,175 | |
| 高 額 療 養 費 | | | | | | | |
| 総 合 計 | 223,047 | 226,478 | 3,431 | 2,164,512 | 2,225,483 | 60,971 | |



インフルエンザ予防接種を受けた方は 費用助成請求をお忘れなく!!

現在、インフルエンザ予防接種助成金の申請を受付けております。助成内容等については下記をご参照ください。インフルエンザが流行する前に予防接種を受け、予防に努めましょう。

- 助成対象者** 組合員及び被扶養者(ただし、任意継続組合員と65歳以上の方を除きます。)
- 助成対象期間** 平成30年10月から平成31年1月接種分
- 助成金額・回数** 当該年度1人あたり1回1,000円を助成(ただし、接種日において13歳未満の被扶養者は、当該年度2回まで助成対象とします。)
- 助成方法** 接種された方のお名前が記載された領収書等を所属所の共済事務担当課に提出してください。担当課からの申請に基づき、所属所を経由し助成します。

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

ジェネリック医薬品を使ってみませんか!

ジェネリック医薬品は、薬の特許が切れた後に同等の品質で製造される低価格なお薬です。

ジェネリック医薬品を使用することで、自己負担の軽減だけでなく共済組合の医療費の抑制にもつながります。

詳しくは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

お薬手帳を提示するとお薬代が安くなります。

6カ月以内に再度同じ薬局で調剤してもらおうと、お薬代が安くなります。



| | 薬剤服用歴 管理指導料 | 自己負担額 (3割負担の場合) |
|----------------------|----------------|--------------------|
| お薬手帳を持参して6カ月以内に再度の調剤 | 410円 | 約120円 |
| 初回又はお薬手帳を持参しないでの調剤 | 530円 | 約160円 |
| 差 額 | | 約40円 |

※大手の調剤薬局、大病院前の大型薬局での薬剤服用歴管理指導料は、お薬手帳を提示しても530円になります。

◎問い合わせ先 保険課給付係 TEL 022-263-6411

平成30年10月から標準報酬月額の随時改定の保険者算定を行います

平成30年10月以降の標準報酬月額の随時改定から、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、被保険者の同意に基づき、年間報酬の月平均額による保険者算定を行うことができますようになります。

〈保険者算定の対象となる要件〉

次の全てを満たした場合に、新たな保険者算定の対象となります。

(1) 次のAとBとの間に2等級以上の差があること

Ⓐ 変動（昇給または降給）月以後の継続した3ヵ月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額

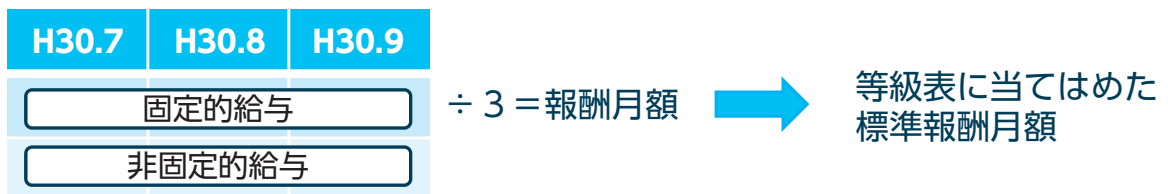
Ⓑ 変動月以後の継続した3ヵ月間に受けた固定的給与の月平均額に、変動月前の継続した9ヵ月と変動月以後の継続した3ヵ月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額（年間平均額から算出した標準報酬月額）

(2) 上記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること

(3) 現在の標準報酬月額とⒷとの間に1等級以上の差があること

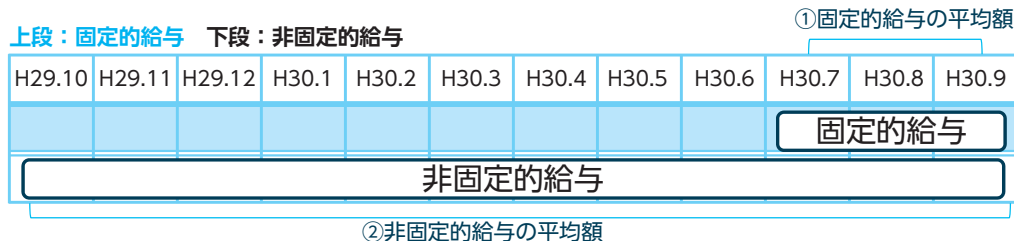
標準報酬月額の求め方(平成30年7月に固定的給与が変動し、平成30年10月に随時改定の場合)

Ⓐ 変動（昇給または降給）月以後の継続した3ヵ月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額



Ⓑ ①変動月以後の継続した3ヵ月間に受けた固定的給与の月平均額

②変動月前の継続した9ヵ月と変動月以後の継続した3ヵ月の間に受けた非固定的給与の月平均額



① + ② = 報酬月額 ➔ 等級表に当てはめた標準報酬月額

(年間平均による保険者算定における留意点)

1. 年間報酬の月平均額を計算する際は、支払基礎日数が17日以上を月を対象とします。
2. 休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除きます。
3. 給与の支払に遅配分がある場合
 - ア. 変動（昇給または降給）月前の継続した9ヵ月以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いて計算します。
 - イ. 変動（昇給または降給）月前の継続した9ヵ月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が昇給月または降給月から4ヵ月目以降に支払われることになった場合は、その本来支払うはずだった月を計算対象から除きます。

ご存知
ですか？

組合員限定のお得な共済貯金

共済貯金は毎月の給与や賞与から天引きして積み立てるので、無理なく貯金ができます。

また、いつでも任意の額を預け入れることができる**臨時積立**もありますので、冬のボーナス等でお手元に余裕金がありましたら、ぜひ臨時積立をご活用ください。

加入の手続きは簡単!!『貯金加入申込書兼受取口座届書』に必要事項を記入・押印していただき、お勤め先の共済事務担当課を通じて共済組合へご提出ください。この機会に利息で差がつくお得な共済貯金を始めてみませんか。



共済貯金締切日及び払戻日のお知らせ

| | 第1回 | | 第2回 | | 第3回 | |
|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 締切日 | 払戻日 | 締切日 | 払戻日 | 締切日 | 払戻日 |
| 平成31年2月 | 2/1(金) | 2/12(火) | 2/12(火) | 2/20(水) | 2/20(水) | 2/28(木) |
| 3月 | 3/1(金) | 3/11(月) | 3/12(火) | 3/20(水) | 3/19(火) | 3/28(木) |
| 4月 | 4/2(火) | 4/10(水) | 4/11(木) | 4/19(金) | 4/18(木) | 4/26(金) |

※「貯金払戻請求書」の受付は、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております団体保険のうち、所得補償保険については2019年6月に、傷害総合保険および新・団体医療保険については、2019年7月に、保険の更新の時期となります。

これらの保険は、宮城県市町村職員共済組合の組合員を対象にしたもので、団体割引により保険料が割安となっている保険です。現在ご加入いただいている方は引き続きご加入くださるようお願いいたします。

また、現在ご加入されていない方についてもこの機会に加入をご検討いただきますようご案内申し上げます。

団体保険の募集を開始します！

団体保険

- 傷害総合保険（事故によるけが等を補償。個人賠償責任補償特約、天災危険補償特約付）
個人コースには携行品損害付、またゴルフ特約や弁護士費用補償特約（弁護のちから）を選択可能
 - 所得補償保険（病気やけがで就業できない場合365日補償）
 - 新・団体医療保険（病気による入院・手術・退院後通院、三大疾病診断金、先進医療等費用を補償）
（医療保険基本特約・疾病保険特約等セット団体総合保険）
 - 募集期間 2019年2月8日(金)～3月15日(金)
 - 保険期間 所得補償保険：2019年6月1日午後4時～1年間
傷害総合保険、新・団体医療保険：2019年7月1日午後4時～1年間
 - ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員
 - ・加入対象者：組合員、組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族
 - ＊団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率に変更となることがあります。
- そのほかにも、各種保険も取り扱っております。
- ＊上記は概要を説明したものです。詳しい内容についてはみやぎ共済または損害保険ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(お問い合わせは下記代理店まで)
宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目10番25号

TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785

(受付時間：午前9時から午後5時まで)

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

(引受保険会社名)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

承認番号SJNK18-12182 作成日2018年12月19日

入学貸付及び修学貸付のご案内

共済組合では、組合員のお子様等が高校、大学、専門学校等へ入学・修学するうえで必要な資金（入学金や授業料など）の貸付けを行っております。教育費のお借入れをお考えの方は、ぜひ、ご検討ください！

TEL 022-263-6413

◆◆貸付申込書締切日（共済組合必着）◆◆

| | | | | |
|--------|---------------|------|------|------|
| 申込締切日 | 平成31年 1月末日 | 2月末日 | 3月末日 | 4月末日 |
| 貸付金の送金 | 2月末日 | 3月末日 | 4月末日 | 5月末日 |

- ・上記の受付期間外での申込みはできませんので、ご注意ください。
- ・ただし、外国の教育機関にかかる申込みは、通年受け付けをしております。
- ・複数の学校を受験する場合は、入学する学校が確定してからお申込みください。

申込書受付は
平成31年4月末日
までになります

◆◆貸付の種類及び償還方法等◆◆

| 貸付種別 | 入学貸付 | 修学貸付 |
|------------|---|---|
| 貸付金額 | 1万円単位で、給料月額 の6ヵ月以内の金額。 (最高限度額 200万円) | 必要とする金額に応じて次の5つの金額から選択でき、貸付対象者1人につき申込みは年1回で、1学年分ごとの一括貸付となり、同一年度中の追加貸付はできません。 年額「60万円、84万円、120万円、144万円、180万円」 |
| 償還金額 | 貸付金額に応じた償還月額、償還月数となります。 | 修学する学校の修業年限「3年以下」「4年」「5年または6年」ごとの貸付金額に応じた償還月額、償還月数となります。 |
| 貸付対象者 | 組合員またはその被扶養者（被扶養者でない子を含む） | |
| 貸付対象者の教育機関 | ①学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学（大学院）、高等専門学校 ②学校教育法第124条に規定する専修学校 ③学校教育法第134条に規定する各種学校 ④上記①～③に準ずる学校等で理事長が定める要件に該当する外国の教育機関 ※大学院については、入学貸付の場合は貸付対象となりますが、修学貸付の場合は貸付対象となりませんのでご注意ください。 | |
| 貸付利率 | 貸付利率 年利1.26% | |
| 償還方法 | ①次の2つの方法から選択できます。 (1)毎月償還 (2)ボーナス併用償還（貸付金額50万円以上からご利用可能です。） ②入学・修学貸付とも、毎月元利均等償還となります。 償還開始は、貸付金の送金を受けた月の翌月からとなりますが、元金の償還を据置くこともできます。 | |

◆◆据置の取扱いについて◆◆

- ・据置を選択された場合、入・修学する学校の修業年限（4年生大学の場合は4年間）を限度に元金の償還は据置になり、修業年限経過後から元利金の償還開始となります。
- ・据置期間中は利息をお支払いいただきます。
- ・大学院に入学した場合や、入・修学する学校の修業年限を超えての元金償還据置はできません。
- ・お申出により、据置期間を解除し元金償還を開始することができます。その場合は「据置期間変更申出書」を提出してください。

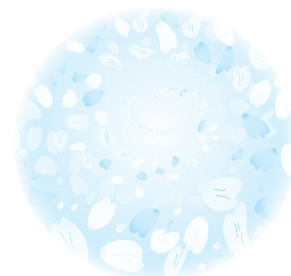
◆◆お申込方法◆◆

入学・修学貸付をお申込みする方は、所属所の共済事務担当課へ下表の「申込書類等」を提出してください。

◆◆申込書類等◆◆

| 申込書類 | 入学貸付 | 修学貸付 |
|-----------------------------|------|------|
| 貸付申込書 | ○ | ○ |
| ①借入状況等申告書（※1） | ○ | ○ |
| 直近の給与支給日に係る給与支給明細書（写） | ○ | ○ |
| 他の金融機関等からの借入れに係る償還額が確認できる書類 | △ | △ |
| 合格通知書または入学許可証（写） | ○ | △ |
| ②在学証明書 | — | ○ |
| 入・修学に伴う諸経費等の明細が確認できる書類 | ○ | ○ |
| ③入・修学者の戸籍抄本（被扶養者でない子の場合） | △ | △ |
| ④団体信用生命保険事業加入申込書兼口座振替申込書 | △ | △ |

・○印は必ずご提出ください。△印は必要に応じてご提出いただきます。



①借入状況等申告書について

- ・お申込み時における全ての借入れ（他の金融機関等及び物資償還金を含む）について、記入してください。
- ・他の金融機関からの借入れがある場合や新規で借入れをする場合は、毎月及びボーナス等からの償還額が確認できる書類（償還表等）の写しを提出してください。
- ・「給料月額に対する毎月の償還額の割合」及び「年収額に対する年間償還額の割合」が30%を超える場合には貸付けできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・据置を希望する場合及び据置中の償還額は、据置期間経過後の償還額（元金+利息）を記入してください。

②在学証明書について

- ・修学初年度のみ、在学証明書に代えて合格通知書（写）または入学許可証（写）でお申込みができます。
- ・在学証明書等が英文等の場合は、日本語訳したものが必要となります。

③戸籍抄本について

戸籍抄本は貸付申込対象者が子が被扶養者でない場合、組合員との続柄確認のため必要となります。

④団体信用生命保険事業加入申込書兼口座振替申込書について

団体信用生命保険（だんしん）は任意加入です。加入される場合は申込書を提出してください。据置期間中は債務返済支援保険の適用は受けられませんので、ご注意ください。

（※1）

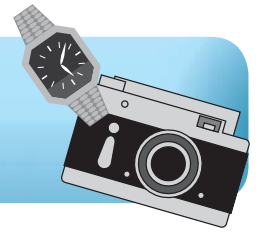
◆◆貸付対象となる費用等について◆◆

| 貸付対象となる費用 | 諸経費等の明細が分かる書類 |
|--|--|
| 入学金、授業料、教材費、制服代 | 学校からの通知（写）等 |
| アパート等の家賃 | 契約書（写）または入居申込書（写）等 |
| アパート等を借りるにあたっての生活必需品の購入費用、通学費、仕送り、その他、入学・修学するうえで必要となる経費のうち共済組合が認める経費 | 購入先からの見積書等 見積書等が取得できない経費の場合は、組合員本人からの申立書等 |

- ・1学年分毎にかかる費用について、年1回の貸付けとなるため、修業年限分（4年制大学の場合は4年間）の授業料や、アパート等の契約期間分の家賃の一括貸付はいたしません。
- ・自動車・バイクの購入費用、部活動に係る費用は入・修学貸付の対象外です。



物資事業のお知らせ



春の新たな生活に向けて、お得で便利な共済組合の物資事業を利用しませんか？

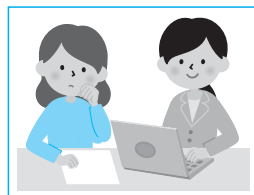
自動車の購入（自動車物資）やバイク、自転車、時計、カメラ等の購入（一般物資）など、共済組合では自動車物資での低金利と一般物資での分割金利負担なしの物資事業で組合員の皆様の新生活を応援いたします。簡単な手続きで利用可能な共済組合の物資事業をぜひご利用ください。

- *自動車物資：年利2.0%と低金利、一般物資：組合員負担金利なし
- *自動車物資：300万円、一般物資：80万円まで利用可能（合計利用最高300万円）
- *給与・ボーナスからの控除による償還で保証人不要
- *繰上償還が可能

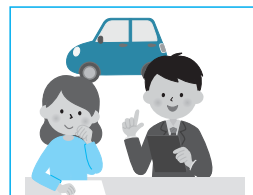
物資購入の流れ



①「指定店」に対し、共済組合の物資事業を利用して物資の購入をすることを必ず伝える。



②物資事業を利用したの購入が確定したら、所属所の共済事務担当課に「物資購入票」（3枚綴り）の発行を依頼する。



③発行された「物資購入票」（3枚綴り）に必要事項を記入・押印し、共済事務担当課の資格確認等を受けた上、「物資購入票」を「指定店」に持参する。



④「指定店」から物資購入品を受取る。

物資事業が利用できる「指定店」や「手続きの流れ」、「償還方法」等の詳細につきましては、平成30年4月にお渡しした「物資指定店のご案内」または本組合ホームページの「物資事業」をご覧ください。なお、ご不明な点がございましたら、共済組合福祉課までお気軽にお問い合わせください。

◆ 物資購入票の記入について ◆

自動車購入票・No.2 (所属所・組合員用)

宮城県市町村職員共済組合物資供給規程に基づき、自動車購入代金の立替払いを申し込みます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 所属所 | 氏名 | 立替番号 | 立替年月日 |
| 青葉市 | 矢野 太郎 | | |

氏名(カタカナ)

キヨウサイ アロウ

購入金額(立替額) 200,000円

償還回数 1回当たりの償還金額 60,000円

立替金額限度額 300,000円

返済期 3/02/25

購入店名 (株)福祉自動車

一般物資購入票・No.2 (所属所・組合員用)

宮城県市町村職員共済組合物資供給規程に基づき、一般物資購入代金の立替払いを申し込みます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 所属所 | 氏名 | 立替番号 | 立替年月日 |
| 宮崎市 | 伊達 花子 | | |

氏名(カタカナ)

イダ ハナコ

購入年月日 3/02/25

購入品名 時計

購入店名 天清組合時計店

購入金額(立替額) 20,200円

立替金額限度額 80,000円

返済期 3/02/25

購入店名 (株)福祉自動車

記入上の注意

- ①記入の際は、物資購入票のNo.1～No.3に記載されている事項をよく確認したうえで記入してください。
- ②購入（利用）金額の訂正は無効となりますので再発行を受けてください。
- ③指定店に物資購入票を渡すときは、記入欄の記載漏れや、押印漏れがないよう確認してください。特に「物品受領印」の押印を忘れないでください。
- ④一般物資のボーナス償還を併用した場合1万円以上（千円単位）で記入してください。

お隣り県から、
「おいしい」春の
お知らせが
届きました。



宮城・山形・新潟県保養施設合同企画

開催期間 2019.4.1-5.31

牛ツとまるかじりフェア

湯野浜温泉 うしお荘
(山形・鶴岡市)
TEL.0235-75-2715



瀬波温泉 瀬波はまなす荘
(新潟・村上市)
TEL.0254-52-5291



アクアーレ長岡
(新潟・長岡市)
TEL.0258-47-5656



赤湯温泉 むつみ荘
(山形・南陽市)
TEL.0238-43-3035



パレス松洲
(宮城・松島町)
TEL.022-354-2106



宮城・山形・新潟県の保養施設にて、
春の食材や自慢のお土産品を
持ち寄り期間限定の合同企画です。
この機会に地元の保養施設に泊まって、
地域ならではの春の魅力に
ふれてみませんか？

3つのうれしい企画

参加保養施設で楽しめる /

- ① 今年、宮城・山形・新潟の牛肉料理が味わえます
料理長がお勧めする自慢の牛肉を使った料理や、春の食材を使った郷土料理とのコンビネーションが
お楽しみいただけます。期間限定の特別なおもてなし料理が皆さまをお待ちしております。
- ② お土産品も「期間限定」の品そろえ
参加する施設が選んだ「ご当地でしか買えない、企画ならではのお土産品」がそろいます。
- ③ 素敵な賞品が当たります
スタンプラリーで宿泊券プレゼント
3県の5つの施設のうち2つの施設に宿泊され、応募いただけますと、抽選でペア宿泊券が当たります。
(当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。)

ご予約・お問い合わせは各施設まで

本組合保養所パレス松洲において、50歳以上を対象としたライフプランセミナー（退職準備型）を開催しました。今年度は計7回のセミナーへ491人の皆様にご参加いただきました。

このセミナーでは、退職にむけて、また退職後の充実したライフプランの作成方法や、家庭経済設計、健康づくりについての講演を受講していただきました。



一般財団法人地域社会ライフプラン協会
塚本 伸明 講師



健康運動指導士
渋谷 祐子 講師

●ライフプランセミナー（退職準備型）日程表（第1回日程表より抜粋）

◎第1日目 5月24日(木)

| 時刻 | 研修内容 | 講師・その他 |
|-------|---|---|
| 9:20 | 受付 | |
| 9:50 | 開会あいさつ オリエンテーション | 宮城県市町村職員共済組合 |
| 10:00 | 【講演】 ライフプラン総論 ～ライフプランで充実の人生を！～ ※映像資料妻のブログ上映有 | 一般財団法人 地域社会ライフプラン協会 業務部参事 塚本 伸明 氏 |
| 12:00 | 昼食・休憩 | |
| 12:50 | 【講演】 50歳代家庭経済設計の ポイント | ライフプラン協会賛助会員講師 明治安田生命保険相互会社 公法人第一部 鈴木 広三 氏 |
| 14:00 | 休憩 | |
| 14:10 | 【講演】 テーラーメイドの栄養管理 ～個人の体質と生活にあった 食事で、不利な遺伝子を病気 として発現させないために～ | 一般財団法人 宮城県予防医学協会 管理栄養士 吉村 和美 氏 |
| 15:10 | 休憩 | |
| 15:20 | 【体育実技指導】 50代から始めるヘルスプラン | 日本コンディショニング協会所属 健康運動指導士 渋谷 祐子 氏 |
| 16:40 | 第1日目終了 | |
| 18:00 | 意見交換会(宿泊者のみ) | |

◎第2日目 5月25日(金)

| 時刻 | 研修内容 | 講師・その他 |
|-------|----------------------------|---------------------------------|
| 7:00 | 朝食・休憩(宿泊者のみ) | |
| 9:00 | 【解説】 退職手当について | 宮城県市町村職員退職手当組合 総務課 渡邊 純 氏 |
| 9:50 | 休憩 | |
| 10:00 | 【解説】 年金制度について | 宮城県市町村職員共済組合 年金課長 赤間 泰彦 |
| 11:30 | 休憩 | |
| 11:40 | 【解説】 福祉事業について | 宮城県市町村職員共済組合 福祉課長 内海 昭 |
| 12:00 | 休憩・昼食 | |
| 13:00 | 【解説】 退職後の医療保険制度に ついて | 宮城県市町村職員共済組合 保険課長 庄子 和枝 |
| 13:50 | アンケート記入・閉会 | |
| 14:00 | 個別相談 | |



みなさまの声 ※アンケートより

やはりお金が一番の問題。
生活設計を今からやっておきたいと思う。

もう少し早く参加すればよかった。
職場の仲間には声がけていきたい。

運動不足を痛感した！
これからは意識してからだを動かそうと思った。

退職後の趣味や生きがいを今からちゃんと考えて
おかなければと思いました。

平成30年度 心と身体の健康セミナーを 開催しました!

今年度は松島町「パレス松洲」において、第1回を6月13日、第2回を12月18日に開催し、多くの組合員やそのご家族にご参加いただきました。

今年度のテーマ

● 「コンディショニング体操で心身のマネジメント」

日本コンディショニング協会所属 健康運動指導士の渋谷祐子講師から、日常生活の中で行える簡単な運動で、身体も、頭もリフレッシュできる方法を実際に体験しながら学びました。

● 「ひょっとして発達凸凹! ～あなたの発達凸凹度は?～」(第1回)

「ひょっとして発達凸凹! ～つきあい方を知る～」(第2回)

(社)メンタルパイロテージジャパン オフィスろごす代表臨床心理士 吉田香里講師から、メディアでも取り上げることが多くなってきた「発達障害」について、その具体的な特徴や、「障害」までではないけれどその傾向のある「発達凸凹(でこぼこ)」について自分の凸凹、相手の凸凹を理解し、付き合っていく方法を学びました。



講演の様子 吉田 香里 講師

日程(6月13日の例)

▼開会12:50

▼13:00～

「ひょっとして発達凸凹!

～あなたの発達凸凹度は?～」

▼14:40～

「コンディショニング体操で

心身のマネジメント」

▼閉会16:00

参加対象：組合員と、そのご家族

開会前は静かな会場に緊張感が漂っていましたが、お帰りのころにはみなさまが笑顔になっていたことが印象的でした。

このセミナーは組合員だけでなく、ご家族のみなさまもご参加いただけます。今回は、所属所からの参加報告のほかに、FAXにて個人参加の報告を受け付けました。来年度もこのセミナーを開催予定です。募集の際は、共済組合ホームページでもお知らせいたしますので、ご覧ください。

白熱！市町村職員バレーボール大会！！



第59回宮城県市町村職員バレーボール大会が、平成30年10月20日、岩沼市総合体育館において開催されました。

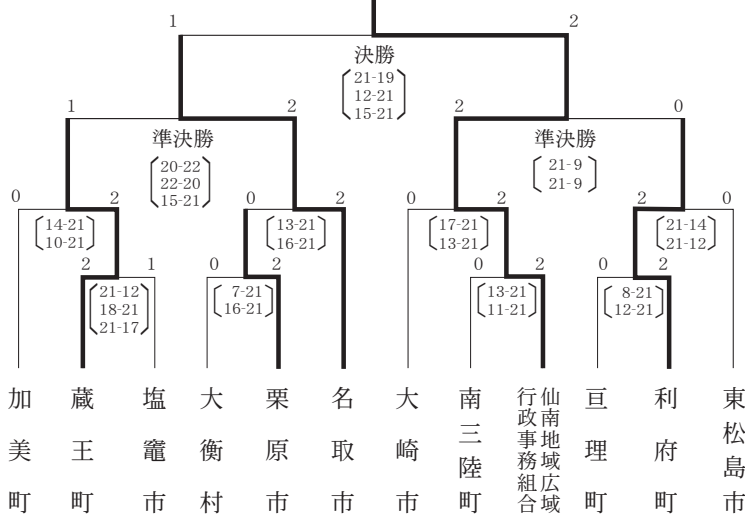
蔵王町佐藤選手の“なんとかなる”選手宣誓からスタートした今大会は、各地区の予選を勝ち抜いた代表12チームによる、激しい戦いとなりました。決勝戦は、2大会連続となる、名取市、仙南地域広域行政事務組合の対戦となりました。名取市が第1セットを先取、第2セットは仙南広域が取り返し、お互い譲らないフルセットとなった名勝負。前回準優勝の仙南広域が前回優勝の名取市に逆転勝利し、見事3年ぶり2回目の優勝を果たしました。

第59回宮城県市町村職員バレーボール大会

- 優 勝：仙南地域広域行政事務組合
- 準優勝：名取市
- 第3位：利府町、蔵王町



仙南地域広域行政事務組合



<優秀選手賞>



- 左から
- 松崎 祥之 選手 (仙南地域広域行政事務組合チーム)
- 野々上 佳菜 選手 (名取市チーム)
- 永井 なるみ 選手 (蔵王町チーム)



優勝した仙南地域広域行政事務組合チーム



準優勝した名取市チーム





卓球！ 快挙の連覇！



平成30年11月17日、名取市民体育館において、第47回宮城県市町村職員卓球大会が開催されました。

団体戦及び個人戦（各4種目）において、各地区の予選を勝ち抜いた代表が好ゲームを繰り広げました。

団体戦では、大会4連覇をかける大崎市と前回準優勝の登米市が決勝戦に駒を進めました。3試合を大崎市が先取し優勝に王手をかけると、登米市が2試合連続で奪取し3対2の状況。そこから大崎市が1試合を取り、4対2で大崎市が勝利し、4連覇を成し遂げました。

個人戦についてもなんと！全種目で優勝者が大会連覇という快挙を達成しました。試合結果については以下のとおりです。

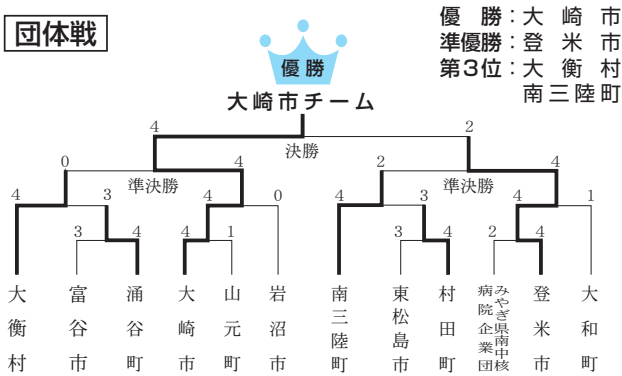


優勝した大崎市チーム



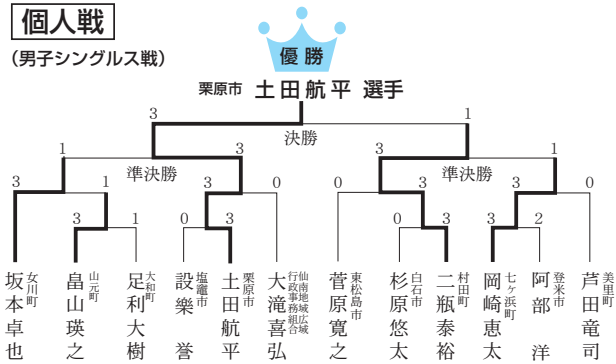
準優勝した登米市チーム

団体戦

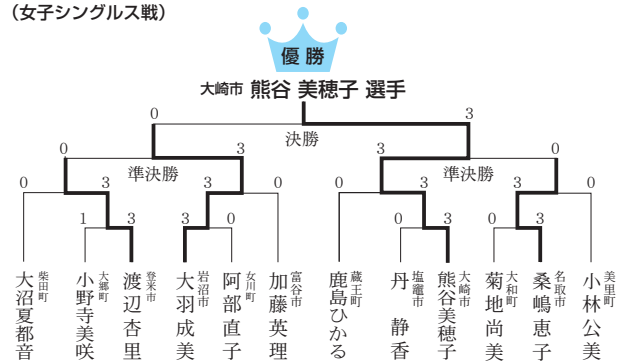


個人戦

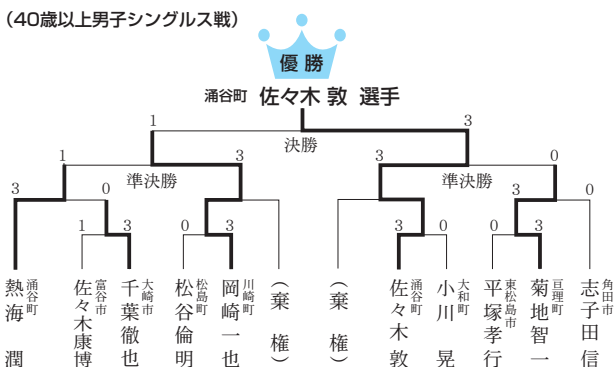
(男子シングルス戦)



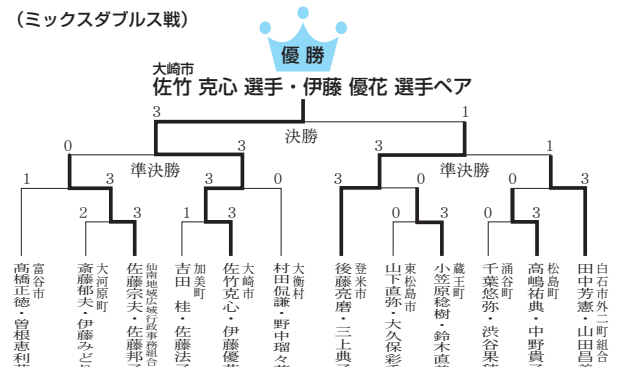
(女子シングルス戦)



(40歳以上男子シングルス戦)



(ミックスダブルス戦)





平成29年度 特定健診等実施状況の報告



宮城県市町村職員共済組合の特定健診・保健指導の実施状況は以下のとおりでした。
前年度（平成28年度）と比べると、特定健診の受診率は1.4ポイント、保健指導の実施率は2.6ポイント増加となりました。

また、メタボ該当者は0.2ポイント増加、メタボ予備群該当者は0.4ポイント減少しています。
特定保健指導対象者は、積極的支援は0.4ポイント増加、動機付け支援は0.2ポイント減少しています。

■ 平成29年度 特定健康診査・特定保健指導等の状況

（集計基準日：各年度10月31日）

| | | H 29 年度 | | | H 28 年度 |
|-----------------------------|-----|---------|-------|-------|---------|
| | | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 特定健康診査対象者数（組合員＋被扶養者） | (人) | 14,305 | 6,916 | 7,389 | 14,382 |
| うち特定健康診査の対象となる被扶養者の数 | (人) | 3,341 | 287 | 3,054 | 3,526 |
| 特定健康診査受診者数 | (人) | 11,739 | 6,183 | 5,556 | 11,601 |
| 健診受診率 | (%) | 82.1 | 89.4 | 75.2 | 80.7 |
| 内臓脂肪症候群（メタボ）該当者 | (人) | 1,952 | 1,610 | 342 | 1,908 |
| | (%) | 16.6 | 26.0 | 6.2 | 16.4 |
| 内臓脂肪症候群（メタボ）予備群該当者 | (人) | 1,293 | 1,003 | 290 | 1,322 |
| | (%) | 11.0 | 16.2 | 5.2 | 11.4 |
| 特定保健指導（積極的支援）の対象者 | (人) | 1,357 | 1,167 | 190 | 1,295 |
| | (%) | 11.6 | 18.9 | 3.4 | 11.2 |
| 特定保健指導（積極的支援）の終了者 | (人) | 337 | 294 | 43 | 301 |
| | (%) | 24.8 | 25.2 | 22.6 | 23.2 |
| 特定保健指導（動機付け支援）の対象者 | (人) | 910 | 499 | 411 | 928 |
| | (%) | 7.8 | 8.1 | 7.4 | 8.0 |
| 特定保健指導（動機付け支援）の終了者 | (人) | 291 | 173 | 118 | 256 |
| | (%) | 32.0 | 34.7 | 28.7 | 27.6 |
| 特定保健指導の終了者（積極的支援＋動機付け支援の合計） | (人) | 628 | 467 | 161 | 557 |
| | (%) | 27.7 | 28.0 | 26.8 | 25.1 |

■ 平成29年度 特定健康診査受診者の服薬状況

| | | H 29 年度 | | | H 28 年度 |
|-----------------------|-----|---------|-------|------|---------|
| | | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者 | (人) | 2,139 | 1,419 | 720 | 2,180 |
| | (%) | 18.2 | 23.0 | 13.0 | 18.8 |
| 脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者 | (人) | 1,450 | 826 | 624 | 1,439 |
| | (%) | 12.4 | 13.4 | 11.2 | 12.4 |
| 糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者 | (人) | 479 | 361 | 118 | 487 |
| | (%) | 4.1 | 5.8 | 2.1 | 4.2 |

■ 平成28年度内臓脂肪症候群（メタボ）該当者・予備群該当者の平成29年度の内臓脂肪症候群（メタボ）改善状況

| | | 全体 | 男性 | 女性 |
|--|-----|-------|-------|------|
| H28年度の内臓脂肪症候群（メタボ）該当者の数① | (人) | 1,631 | 1,362 | 269 |
| ①のうち、H29年度内臓脂肪症候群（メタボ）予備群または内臓脂肪症候群（メタボ）非該当になった者の数 | (人) | 394 | 323 | 71 |
| 内臓脂肪症候群（メタボ）該当者の減少率 | (%) | 24.2 | 23.7 | 26.4 |
| H28年度の内臓脂肪症候群（メタボ）予備群該当者の数② | (人) | 1,152 | 920 | 232 |
| ②のうち、H29年度内臓脂肪症候群（メタボ）該当者・予備群該当者ではなくなった者 | (人) | 300 | 230 | 70 |
| | (%) | 26.0 | 25.0 | 30.2 |

■ 平成28年度特定保健指導利用者の平成29年度の改善状況

| | | 全体 | 男性 | 女性 |
|--------------------------------|-----|------|------|------|
| H28年度の特定保健指導の利用者数③ | (人) | 584 | 446 | 138 |
| ③のうち、H29年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数 | (人) | 137 | 102 | 35 |
| 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 | (%) | 23.5 | 22.9 | 25.4 |

平成28年度に特定保健指導を受けた584名のうち、次年度に特定保健指導の該当にならなかった方が137名（23.5%）おられました。

このことから、**特定保健指導を受けることが大切**なことが伺えます。



平成29年度 各所属所の特定保健指導等の状況（組合員）



40歳以上75歳未満の組合員における各所属所の特定保健指導等の状況は以下のとおりでした。

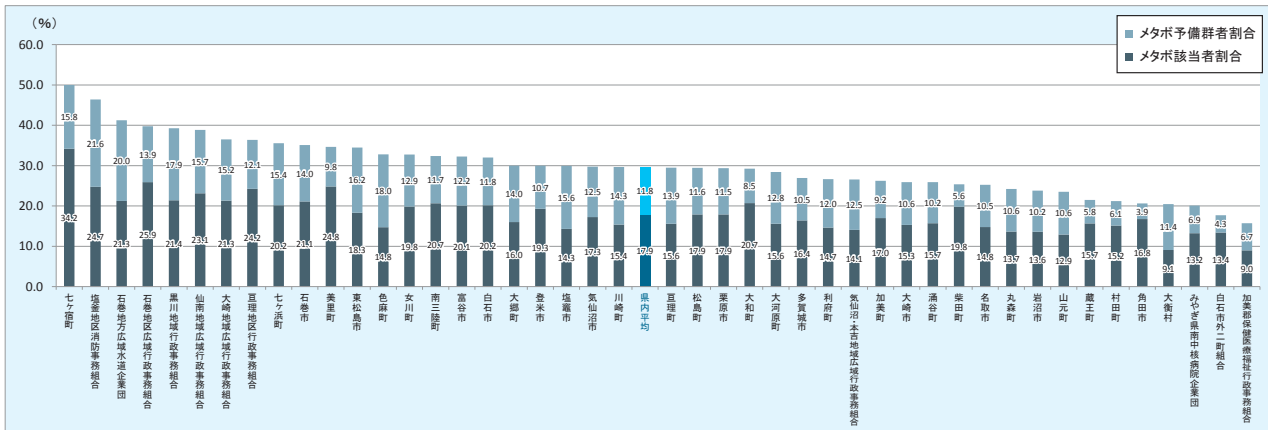
宮城県民の平成27年度メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は、全国ワースト3位となっており、メタボが多い県と言われていますが、共済組合においても他県と比べてメタボ該当者の割合は高くなっています。

特定保健指導は、このメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査等の受診結果に基づき、医師等から生活習慣の改善が必要な方に向けて実施する保健指導です。特定保健指導を利用した場合の方が、翌年度、特定保健指導非対象となる割合（減少率）が高い傾向にあります。

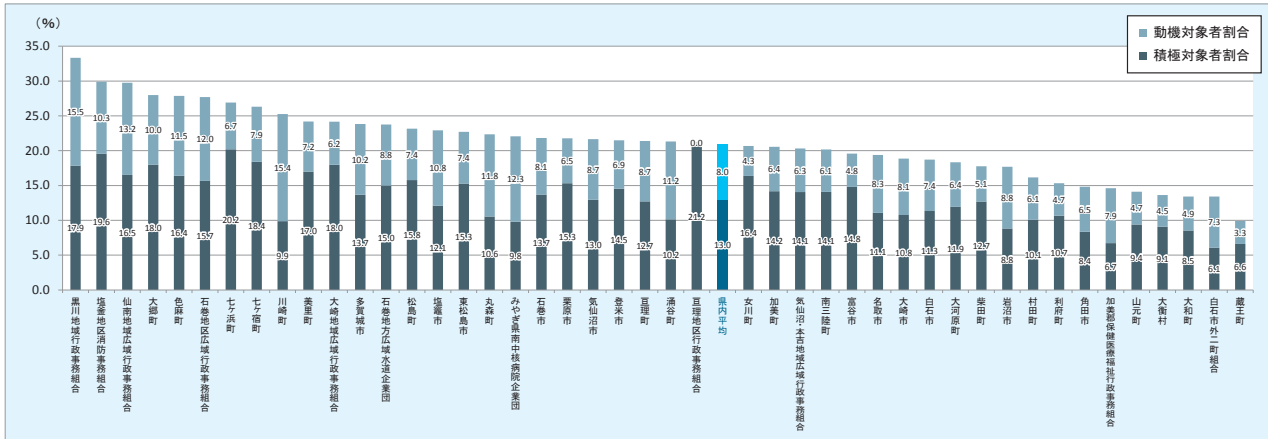
対象となられた方は、必ず保健指導を利用して生活習慣を見直しましょう。

（40歳以上組合員30名未満の所属所は除く）

① 特定健診を受けた方のうち、メタボ該当・予備群に該当した方の状況

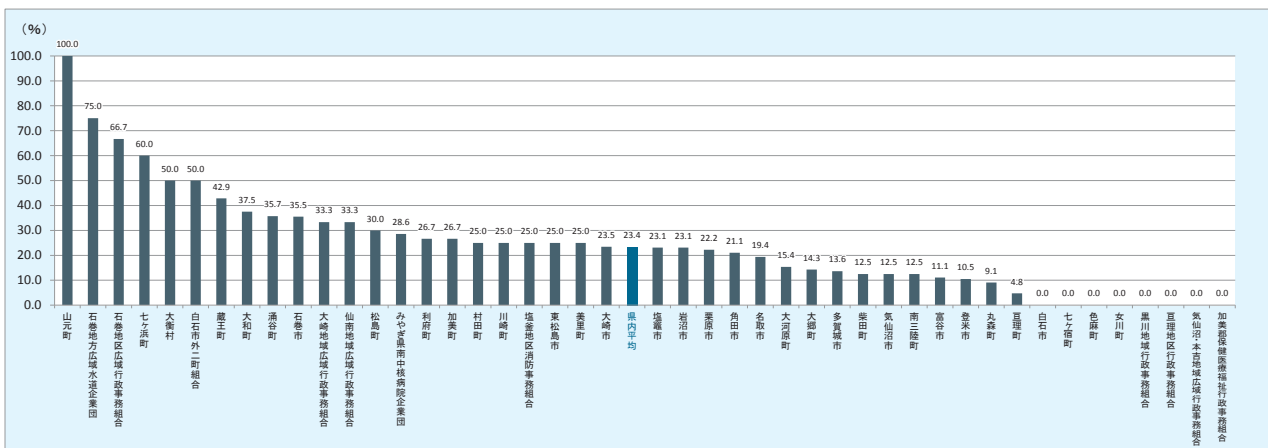


② 特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）の状況＜特定保健指導該当率＞



③ 特定保健指導実施者の改善について

平成28年度保健指導を受けた方のうち、平成29年度保健指導の対象外となった方の状況



こころの
相談

ひとりで悩まず、まずは相談を



例
え
ば
…

職場の人間関係で悩んでいる

家族の様子がおかしい……

ストレスで気分がすぐれない

会社や学校に行きたくない

ご相談は
電話・WEB・面接で

こころの悩みはなかなか人に話
しづらいもの。そんなときはぜ
ひご利用ください。電話、
WEB、面接と、あなたに合った
方法でご相談いただけます。

相談料は無料
プライバシー厳守

個人情報や勤務先や他の人に知
られることは絶対にありませんの
で、安心してご利用ください。

専門職が親身にお応え
医師との直接相談も

ご相談をお受けするのは臨床心理
士や精神保健福祉士を中心とした
専門職。ご相談内容に応じて、精
神科医・心療内科医との直接相談
も可能です。

こころ、健康に。心の相談ネットワーク

組合員とご家族でご利用いただけます。



0120-16-9164

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※ 面接カウンセリングについては、1回につき1000円ご負担となります。

こころとからだの相談ポータルサイト

「健康・こころのオンライン」

PC・スマートフォン版サイト：<https://www.healthy-hotline.com/>

携帯版サイト：<https://www.healthy-hotline.com/m>

ログインID：kyosai-miyagi



スマートフォン・
ケータイ用



※ハケット通信料は
利用者負担

※このQRコードは全ての機器で読み取れることを保証するものではありません。
QRコードが読み取れない場合は、直接URLを入力願います。

相談方法は電話☎、面接👤、WEB🌐の3つ

ご自分に合った方法でご相談ください



今すぐ相談したいときに



直接会って相談したいときに

step 1

表面下に記載の番号へお電話ください。

受付時間

平日 9:00 ~ 21:00、土曜日 10:00 ~ 18:00
(日・祝日、1/1~3は休み)

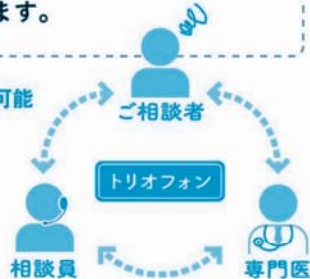
※ 面接カウンセリングについては、1回につき1000円ご負担となります。

step 2

相談内容をお話してください。
臨床心理士、精神保健福祉士等の
専門職がお答えします。

専門医(約250名)に直接相談も可能

ご相談内容に応じ、専門医に
お電話をつなぐことも可能で
す。専門職のサポートのもと、
トリオフォン(三者電話)で直
接相談できます。

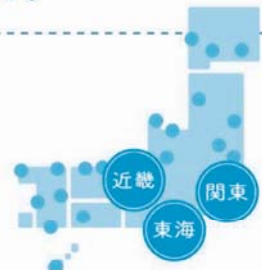


step 2

相談内容をお話してください。
専門職がお電話で回答し、ご相談内容に応じ
て面接相談をご案内します。

各種専門機関をご案内

お近くの精神科・心療内科等をご
紹介するほか、東京・名古屋・大阪
の直営相談室、全国約170カ所
の提携機関にてカウンセリングが
受けられます(完全予約制)。



直接相談しづらい、うまく話せないときに

step 1

「健康・こころのオンライン」
<https://www.healthy-hotline.com/>
へアクセス

または

step 3

「WEB相談」を
クリックして、
相談内容を
入力

step 2

表面下に記載されている
IDを入力



ケータイ版も
ご利用可能

こちらのバーコードを読み
込みブックマークすれば、
いつでも簡単にアクセス
できます。



※実際の画面とは異なる場合があります。



お役立ち健康情報が満載!

よくある相談やかんたんセルフチェック、
季節の健康アドバイスなど、日々の健康
管理に役立つ情報が盛りだくさんです。

ご相談者のプライバシーを守ります



・この相談窓口は外部の専門機関(保健同人社)に委託して開設しています。
・お名前・ご相談内容などの個人情報は、ご相談者の所属団体等には公表されません。ただし、ご相談者や他者に危険が及ぶと判断した場合には、ご相談者の了解を得ずに情報を開示する場合があります。
・ご相談いただいた個人情報については、このご相談の目的のみに使用します。外部にもれることはありません。 ・内容を正確にお受けするため、お電話を録音させていただいております。 [No.8179]

新年あけまして
おめでとようございます。

変わらぬ美しい眺望と
旬の味わいを用意して、
二〇一九年もご来館を
お待ちしております。

宮城県市町村職員共済組合保養所 **パレス松洲**
〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38
Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020
<https://www.palace-matsushima.jp>

